

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

普段通りに行うこと、平常心を保つことがいかに難しいか。横綱白鵬の連勝記録が止まりました。勝負は結果が全てですが、その結果を意識したとたん、心が乱れます。人間は誰にでもミスはあります。大事なものは、あきらめず、立ち上がって、また頑張れるかです。勝負の分かれ目は「気持ち」の強さが決めます。白鵬には再び目標ができたことへの感謝の気持ちで自己コントロールしてほしいものです。その人の幸、不幸は物事をどうとらえるかによって決まってくるのですから…。

私の書棚より

○経営判断の根拠や基準となる理論があれば、行動のぶれも少なくなる。自分の下した決断に自信を持てるようになり、社員に対して判断の理由を明確に説明できる。

○これまでの経験から「教科書に書かれていることは正しく、実践で使える」と確信している。課題に直面するたびに、教科書を探し、読み、解決する方法を考えてきた。

「星野リゾートの教科書」
中沢康彦著 日経BP

税務アンテナ

□建設業者や不動産業者に顧客を紹介した際に支払われる謝礼金は、その謝礼金を受取った者が仲介業を業としていけば交際費にあたりません。また、自動車販売業者や自動車修理業者、整備業者は、自動車の仲介を業としていない場合でも、商慣習上の仲介料を請求できるものであるため、これらの者に対する仲介料は交際費には該当しません。ただし、これら以外の者に支払われる謝礼金は、契約に基づくものでなければ、仲介の対価ではなく、単なる謝礼金や心付けとして交際費になります。

□災害又は盗難等によって、生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産について損害を受けた場合には、確定申告書に市町村が発行する「罹災証明書」および災害に際して支出した金額の領収書や警察の盗難届の受理証明等の損失を証する書類を添付することにより、一定の金額を控除することができ、さらに控除できない損害金額は3年間の繰越ができます。ただし、詐欺や恐喝、ペイオフによる損害には、雑損控除は受けられません。

また、災害の場合には雑損控除の他に災害減免法による税金の軽減免除の方法のどちらか有利な方法を選ぶことができます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

12月の税務スケジュール

10日	11月分の源泉所得税の納付
31日	○10月決算法人の確定申告 ○23年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○23年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告(年末年始につき1月4日)

31日	○12月決算法人の消費税各種選択届出書提出(休日につき29日)
-----	---------------------------------

今月の贈る言葉『風が一番高く上がるのは、風に向かって時である。』 by チャップリン

